

積立金の次期中期目標期間への繰越しについて

1. 利益処分の法的方法（地方独立行政法人法第 40 条 関係）

1) 各事業年度の場合

- ① 前事業年度から繰り越した損失をうめる。（第 1 項）
- ② なお残余があるときは積立金として処理しなければならない。（第 1 項）
但し、中期計画に定めた使途に充てる場合は処分が可能（第 3 項）

2) 中期目標間最終年度の場合

- ① 前事業年度から繰り越した損失をうめる。（第 1 項）
- ② なお残余があるときは、
 - ⇒ 設立団体の長の承認を受け、次期 中期計画業務の財源に繰越す。（第 4 項）
 - ⇒ 設立団体の長が承認するときは、評価委員会の意見を聴く。（第 5 項）
 - ⇒ それ以外の額は設立団体に返納。（第 6 項）

2. 地方独立行政法人堺市立病院機構の積立金の状況

第 1 期中期目標期間終了時の積立金残額・・・1, 198, 759 千円

年度	当期総利益	積立以外の処分額	積立額	年度末積立金額
平成 24 年度	410,422 千円	0 千円	410,422 千円	410,422 千円
平成 25 年度	567,588 千円	0 千円	567,588 千円	978,010 千円
平成 26 年度	220,749 千円	0 千円	220,749 千円	1,198,759 千円

3. 積立金に係る処分案

処分案

積立金を全額、繰越すものとする。

理由

この積立金は、独立行政法人化以降、医療の質向上を図りつつ、様々な努力を行い経営改善に取り組んだ結果、毎年度、黒字を達成し利益を生み、法人が積立てたものである。

第 2 期中期計画で計画している、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実等、法人自らがよりよい病院づくりのための事業への財源に充てるのが適当と考えるため。